



74年間ありがとう



町民憲章

わたしたちは、津軽海峡の青い海と美しいみどりの丘と、太陽に恵まれた本州の最北の地に住む大間町の町民です。

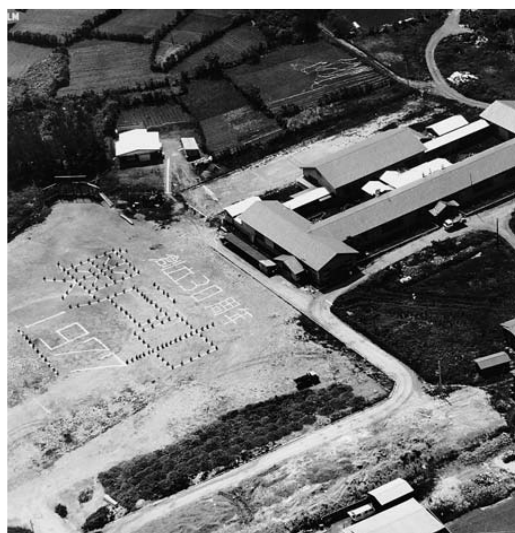
先人の力と汗の偉業をたたえ、自然をいつくしみ、郷土を愛し、自覚と責任をもって、文化的でたくましく、豊かで明るく、うるおいのある住みよい町にするためにこの憲章を定め実践します。

1. 健康でよく働く豊かな町をつくりましょう。
1. きまりを守り、明るく住みよい町にいたしましょう。
1. 教養と文化の高い清らかな町をめざしましょう。
1. 互いに話し合う平和でなごやかな町をきずきましょう。
1. 人を愛し、まことをつくすしあわせな町に育てましょう。

おおま
2020 12 令和2年
No. 632



▲昭和46年航空写真



▲創立30周年航空写真（昭和52年）

【中学校閉校記念式典】

10月31日（土）奥戸中学校閉校記念式典が開催されました。

令和3年3月31日で74年の歴史に幕を下す奥戸中学校は、戦後間もない昭和22年4月に大間中学校奥戸分校として奥戸小学校内に併置され、同年11月に奥戸中学校として独立しました。以来、2,832名の卒業生を送り出し、来年3月に最後の卒業生8名を送り出しその役割を終えることとなります。

中学校閉校式



式典では、宮野昭一閉校記念式典実行委員長、歴代校長（平成10年度以降）、永年勤続教職員（創立50周年以降5年以上勤務）、歴代PTA会長（創立50周年以降）、功労者への皆さんに感謝状の贈呈が行われました。

また、在校生による別れの言葉で、地域の皆さんに感謝の気持ちを伝え、最後は出席者全員による校歌斉唱が行われました。



▲栄光の足跡



▲校旗入場（笹谷優那さん）



▲生徒別れの言葉



▲校長より町長へ校旗返納

★まちのできごと★

◆感謝状を受賞された皆さん◆

【大間町より】

1. 大間町立奥戸中学校閉校記念事業実行委員会 委員長 宮野 昭一 様

【大間町教育委員会より】

1. 歴代校長（創立50周年以降）

第13代 川端亜喜男 様 第14代 村田 昭二 様 第15代 久保 顯 様 第16代 秋田 晃 様
 第17代 関 道雄 様 第18代 工藤 聡 様 第19代 飯田 一彦 様 第20代 祐川 達也 様

2. 永年勤続教職員（創立50周年以降 5年以上）

①10年 奥本 貞子 様 ②9年 矢越 美治 様
 ③7年 畑山 元康 様、二階 幸喜 様 ④6年 中村 聡 様
 ⑤5年 安田 俊彦 様、河村かやね 様、平井芽久美 様、葛西 和人 様、三政 暁子 様、三上 理恵 様、
 能戸 康一 様、二本柳一直 様、傳法 勇 様、川嶋 瑞美 様、金沢さつき 様、太田眞佐清 様、
 根戸内裕之 様、川端 三男 様、板谷 誠子 様
 ⑥現職 鶴ヶ崎敬子 様（7年）、三上 真末 様（5年）、菩提寺 唯 様（5年）

【大間町立奥戸中学校より】

1. 歴代PTA会長（創立50周年以降）

①山本 隆 様 ②奥本 清利 様 ③菊池 繁光 様 ④和田 一正 様 ⑤佐藤 賢治 様
 ⑥増山 渉 様 ⑦菊池 良一 様 ⑧岩川 博俊 様 ⑨中村 幸宏 様 ⑩佐々木 純 様

【閉校記念事業実行委員会より】

（①～⑥生徒の健全育成に御尽力 ⑦～⑳学校の環境整備に御尽力）

- ①奥戸漁業協同組合 様 ②奥戸郷土芸能保存会 様
 ③奥戸神楽会 様 ④材木神楽会 様 ⑤布袋山 様
 ⑥春日山 様 ⑦弁天山 様 ⑧奥戸婦人会 様
 ⑨津軽海峽海鳴り太鼓保存普及会 様
 ⑩電源開発(株)大間原子力建設所 様
 ⑪奥戸剣道育成会 様 ⑫学校歯科医 千代谷良子 様
 ⑬蛸子写真館 様 ⑭こすもす生活改善グループ 様
 ⑮眞柄 生枝 様 ⑯村川てる子 様
 ⑰高松建設工業(株) 様 ⑱野崎建設工業(株) 様
 ⑲有小林住設 様 ⑳岩泉 盛利 様



▲記念撮影（御来賓・受賞者）



▲記念撮影（学校関係者・児童生徒）



▲旧校舎

大間保育園

令和2年10月23日(金)



♪はっぴょうかい♪

大間幼稚園

令和2年10月31日(土)



うみの子保育園

令和2年11月21日(土)



反射材をつけて夜間の交通事故防止を！

夜間の交通事故防止対策として、大間町交通安全母の会連合会（会長：橋本京子氏）は、高齢者世帯を訪問され反射材（靴への貼り付け用、キーホルダー）を贈りました。町民の皆さん！夜間の交通事故には十分ご注意ください。

☎ 大間町交通安全母の会連合会
事務局 住民福祉課 ☎37-2520（直通）



第29回大間町ドッジボール大会が開催されました！

11月15日（日）大間町民体育館において大間町スポーツ協会主催のあかりちゃん杯争奪戦第29回大間町ドッジボール大会が開催されました。

今回は、小学校高学年の部3チーム総勢20名で熱戦が繰りひろげられました。結果は以下のとおりです。

優勝 大間ファイターズ

準優勝 大間ジャイアンツ

第3位 大間ウィンナーズ



※今年、5月に大間町体育協会は、大間町スポーツ協会に名称変更いたしました。

令和2年度「成人式」のお知らせ

成人に達する若者の新しい門出を祝福するとともに、よき社会人として自ら生き抜こうとする青年を励ますため、延期になっておりました、令和2年度「成人式」を下記の日程で開催します。

■日 時：令和3年1月10日（日） 午後1時

■場 所：北通り総合文化センター「ウイング」

■対象者：平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれ

※新型コロナウイルス感染症の影響により、日時など変更する場合があります。

☎ 大間町教育委員会 ☎37-2103（直通）

障害に関する相談所の開設について（大間町相談支援事業）

相談支援事業とは、障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。

■日 時：令和2年12月16日（水） 午後1時～午後2時

■場 所：大間町役場1階 小会議室1

むつ市障害者相談事業所の相談員の方々が相談や助言を行います。身近にある些細なことでもお気軽にご相談ください。なお、お出でいただく時は、事前に下記へご連絡くださるようお願いいたします。

☎ 住民福祉課 ☎37-2520（直通）

津軽海峡フェリーからのお知らせ

津軽海峡フェリーでは、下記の年末年始期間において、函館～大間航路の運休並びに一部運航ダイヤを変更いたします。

ご利用のお客様には大変ご不便をおかけしますが、下記運航スケジュールをご参照の上、ご利用くださいますようお願いいたします。

記

・運休期間：2020年12月31日(木)～2021年1月3日(日)

【函館～大間航路 運航スケジュール】

○…運航日 ×…運休日

	便	出発	到着	12/31	1/1	1/2	1/3	以降、通常ダイヤでの運航
				木	金	土	日	
函館発	6	09:30	11:00	×	×	×	×	
	10	16:30	18:00	○	○	○	○	
大間発	5※①	08:10	09:40	○	○	○	○	
	9	14:10	15:40	×	×	×	×	

※①ダイヤ変更便（通常ダイヤは大間07:00発 → 函館08:30着）

☎ 津軽海峡フェリー株式会社 大間支店 ☎37-3111



大間病院の年末年始休診日のお知らせ

12月	28日(月)	29日(火)	30日(水)	31日(木)
	診療	休診	休診	休診
1月	1日(金)	2日(土)	3日(日)	4日(月)
	休診	休診	休診	診療

※12月29日(火)より1月3日(日)まで、年末年始のため休診といたします。

なお、救急患者については随時受付いたします。

☎ 大間病院 ☎37-2105

むつ病院の年末年始休診日のお知らせ

12月	28日(月)	29日(火)	30日(水)	31日(木)
	診療	休診	休診	休診
1月	1日(金)	2日(土)	3日(日)	4日(月)
	休診	休診	休診	診療

※12月29日(火)より1月3日(日)まで、年末年始のため休診といたします。

なお、救急患者については随時受付いたします。

☎ 一部事務組合下北医療センター

むつ総合病院 ☎22-2111

ひとり親家庭・寡婦のための日常生活支援事業の家庭生活支援員の募集について

●支援の種類

生活扶助…家事、介護その他の日常生活に対するサービス

子育て支援…保育サービス及びこれに付随するサービス

●家庭生活支援員の要件

生活扶助…旧訪問介護員（ホームヘルパー）3級以上の資格を有する者、介護福祉士、社会福祉士又は介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修を修了した者等

子育て支援…保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭、看護師、准看護師、ファミリーサポートセンター事業の登録者、又は厚生労働省が定める「子育て支援員研修事業実施要綱」第5(3)アの基本研修及び同要綱第5(3)イの専門研修「地域保育コース」を修了した者等

●派遣手当

生活扶助 ・派遣手当 1時間 1,860円

・交通費 上限 1,100円（支援員宅～利用者宅への往復）

子育て支援 1時間 900円（子どもの人数により加算）

家庭生活支援員にご登録いただける方は、下記へご連絡ください。

☎ 公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会 ☎017-735-4152

第35回大間町少年柔道大会中止のお知らせ

12月6日(日)に開催予定の「第35回大間町少年柔道大会」は、新型コロナウイルスの影響による選手の感染防止を第一に参加人員の制限、換気、消毒等の様々な対策を検討して参りましたが、これから流行の可能性のあるインフルエンザウイルスと新型コロナウイルスの感染による判断や対応が不透明であることや会場内への人数制限と大間中学校の校舎や体育館の大半を利用するため、万が一感染者が出た場合には休校措置が必要などの課題を考慮した結果、「中止」となりましたのでお知らせいたします。

楽しみにされていた選手の皆さんのご期待に添えることが出来ずお詫び申し上げます。

☎ 大間町教育委員会 ☎37-2103 (直通)

第57回大間町少年剣道大会中止のお知らせ

令和3年1月24日(日)に開催予定の「第57回大間町少年剣道大会」は、開催に向けて準備を進めておりましたが、会場内の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策(場内の換気、密集・密接の回避等)が万全の中、実施ができないため、「中止」となりましたのでお知らせいたします。

なお、本大会については、引き続き剣道競技を通して青少年の健全育成並びにスポーツ精神の高揚に努めたいと考えておりますので、今後ともご支援・ご協力のほどお願いいたします。

☎ 大間町教育委員会 ☎37-2103 (直通)

年末年始のごみ収集についてのお知らせ

12月28日(月)が今年最後のごみの回収となります。

また、クリーンセンターへのごみの持ち込みは、平日16時、土曜日12時までとなります。

ごみ収集の休みは、12月29日(火)～1月3日(日)となります。(ごみの収集所の回収業務、クリーンセンターへの持ち込み全て休みです)

年明けは1月4日(月)から通常ごみ回収を行います。1月5日(火)、1月6日(水)の資源ごみ、1月6日(水)、1月7日(木)の不燃ごみの回収は休ませていただきます。なお、クリーンセンターへの持ち込みは受け入れますので、ご理解とご協力をお願いします。

☎ 住民福祉課 ☎37-2520 (直通)

インフルエンザ予防接種の助成について(大間病院の場合)

	未入園児	保育園・幼稚園 小学校	中学生	高校生相当の 年齢	65歳以上(60～64歳で身体 障害者手帳1級の方も含む)
接種回数	2回	2回	1回	1回	1回
接種方法	個別接種	集団接種	集団接種	個別接種	個別接種
接種場所	大間病院				
接種費用	自己負担なし		自己負担¥2,000		自己負担なし
通知方法	個別通知	園・学校を通して配付		個別通知	個別通知

〈注意事項〉

- ◎助成の対象となる方には、保育園・幼稚園・学校から配付、または、個別通知によりお知らせをしています。
- ◎接種時は、町から配付された「大間町インフルエンザ予防接種予診票」を病院に提出してください。予診票を提出すると会計で助成が受けられ、上記の表の自己負担額で接種できます。
- ◎大間病院以外で接種をする場合は、一度病院の会計で支払った後、【領収書原本・予診票の控え・印鑑・通帳】をお持ちの上、住民福祉課に助成申請をしてください。
- ◎助成の対象になっている方で、特別な事情があり、大間病院で接種できない方、ご不明な点がある方は住民福祉課(☎37-2520)にご相談ください。



教育のひろば

No. 391

大間町学力向上研究会

「家庭学習強化週間」奥戸中学校の取組

奥戸中学校では、基礎・基本を身につけさせるために、「授業で勝負」し、あたり前のことをあたり前に行う「凡事徹底」、そしてテスト週間での「オンリーファイブ」をスローガンに全力で教育活動を行っています。

*奥戸中学校の家庭学習への取組

- ①大間町学力向上研究会の「家庭学習の手引き」を使っ
ての学級指導
- ②「家庭学習のガイダンス」(4月)にて効果的な学習方
法を指導
- ③毎日の「家庭学習」への取組とその継続
- ④テストの2週間前には「テスト計画表」を使い、目標
を立て各自取組と自己評価をします。
- ⑤各教科からの宿題
- ⑥テスト週間中の放課後1時間の自学自習
- ⑦テスト期間における家庭学習時間の集計と校内への
掲示(年4回実施)
- ⑧昼休み等のすき間時間を利用しての学習や個別指導
将来子どもたちに大きな花を咲かせるために、地道
に、根気強く取り組んでいるところです。

*大間町学力向上研究会の取組

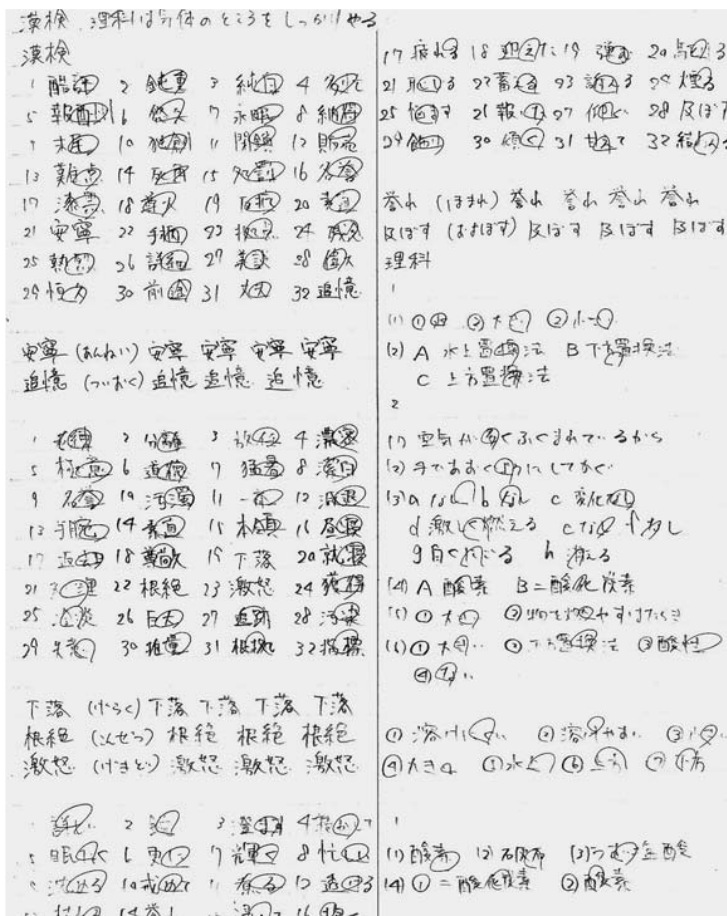
- ①「家庭学習の手引き」配布
- ②「家庭学習強化週間」を年2回(6月、
11月)設定し、町内4校で家庭学習時間
を集計しています。
奥戸中では、独自に年4回家庭学習強
化週間を実施し、各学級で目標時間を決
め毎日の家庭学習時間の集計をし、平均
値をホールに掲示しています。

家庭学習時間の平均

	1学期期末	2学期中間
平日	3時間14分	2時間57分
休日	3時間25分	4時間08分

奥中生は着実に成長しています。

【生徒の家庭学習ノートより】



自学自習・学習会に取り組む奥中生

いきいき学校通信

大間幼稚園

【with コロナ】

気温が下がり乾燥する季節になりました。園内の環境を清潔にし、衣服調整の配慮や手洗いうがい、手指の消毒、検温を毎日欠かさず行うことでインフルエンザや新型コロナ等の感染症予防をしています。園児たちは引き続きマスクをして登園し、元気いっぱいの毎日を送っています。



【発表会】

新年度からの幼稚園生活も折り返しを過ぎ、子供たち同士の関わりもかなり増えました。10月31日には成長の証としての行事でもある発表会が行われ、今年度はコロナウイルス感染予防対策を保護者の方にご協力をお願いして開催しました。園児たちは、初めての会場開発センターにも関わらず素晴らしい演技を見せてくれました。ご来場頂いた皆様には感謝申し上げます。



【七五三】

今年度の七五三詣りもコロナウイルス感染予防のため神社に入れず園内で行いました。幼稚園神社を作り着物、羽織袴の和服姿で写真撮影をし、年長児は自分ができるようになったことを発表しました。皆が可愛くて格好良くて、素敵な七五三の思い出になるといいなあと思います。子供たちがこれからも元気で健やかに成長していきますように…☆



冬の感染症予防

対策をしましょう！



うつらないために、手洗い

うつさないために、咳エチケット

冬は風邪、インフルエンザやノロウイルスなど、感染症の流行しやすい季節です。感染症の種類はいろいろありますが、基本的な予防対策は同じです。きちんと予防をして元気に冬の季節を過ごしましょう。基本的な感染症の予防対策は、新型コロナウイルス関連肺炎にも有効です。

感染症にかからないためにどうすればいいの？

1、感染経路を断つ

「飛沫感染」・「接触感染」を防ぐために

どんな感染症でも、「こまめな手洗い」が一番の基本！

色々な場所を触ることで、知らないうちに手にウイルスなどが付き、自分や周りの人への感染原因になることがあります。帰宅時や調理の前後、食事前などには、せっけんを使って、しっかりと手を洗いましょう。

「咳エチケット」を守りましょう！

咳エチケットとは、自分の咳やくしゃみの飛沫で他の人に感染させないために、マスクやハンカチを使って、口や鼻をおさえることです。咳などの症状があるときは「咳エチケット」をしましょう。



〈正しいマスクの着け方〉



〈正しいマスクの外し方〉



★マスクをしていない時の対処方法★

くしゃみや咳のしぶきは、1～2メートル飛ぶといわれています。くしゃみや咳が出るときは、しぶきが周囲にかからないように頭をそらせ、ティッシュなどで口と鼻をおおきましょう。

ティッシュやハンカチがない時は、袖や上着の内側で鼻と口をおおいます。手で押さえてはいけません。

ティッシュはすぐにゴミ箱に

2、免疫力を高める

免疫力が弱っていると感染しやすくなります。また、感染した時に症状が重くなってしまう恐れがあります。普段から、十分な睡眠とバランスの良い食事を心掛け、免疫力を高めておきましょう。



◎インフルエンザ予防のため、予防接種を受けましょう！！

予防接種とは、ワクチンを接種することにより、あらかじめウイルスや細菌に対する免疫を作り出し、病気になりにくくするものです。重症化しやすい人(乳幼児・高齢者・基礎疾患のある人)は、必ず受けるようにしましょう。

※詳しくは、7ページをご覧ください。



★12月の保健事業

<p>5歳児健康相談 【日にち】8日(火) 【時間】対象者には個別で通知します。 【場所】総合開発センター 【対象者】H27.10~12月</p> 	<p>予防接種(ヒブ・肺炎球菌・B型肝炎) 【日にち】9日(水) 【時間】受付:13:45~14:15 接種開始:14:30~ 【場所】大間病院 【対象者】ヒブ:H27.12.10~R2.10.9 肺炎球菌:H27.12.10~R2.10.9 B型肝炎: R1.12.10~R2.10.9</p>
<p>予防接種(ロタ・四種混合・BCG) 【日にち】16日(水) 【時間】受付:13:45~14:15 接種開始:14:30~ 【場所】大間病院 【対象者】ロタ:R2.8.1~R2.10.16 四種混合:H25.6.17~R2.9.16 BCG:R1.12.17~R2.7.16</p>	<p>特定健診・がん検診 12月11日(金)・・・婦人科検診あり 12日(土)</p> <p>【受付】7時~9時 【場所】総合開発センター</p> 

12月1日は世界エイズデーです!

保健所ではエイズの相談・検査ができます!

今年度の世界エイズデーのキャンペーンテーマは「**知ってる!? HIV とエイズの違い**」です。

HIV・エイズの正しい知識を得て、「予防、検査、治療、支援、理解」に努めましょう。

エイズはHIVウイルスに感染することでおこる病気です。エイズの治療は飛躍的に進歩し、感染後の早期発見・早期治療で発症を抑えることができます。感染が心配な方は早めに検査を受けましょう!

保健所での相談・検査は匿名・無料です(要電話予約)。ご希望により、性器クラミジア感染症、梅毒の検査も同時に受けられます。

詳しくは、電話または青森県庁HP「**相談・検査(青森県“STOP AIDS”)**」

◆青森県内保健所のエイズ相談専用電話◆

保健所	専用電話	保健所名	専用電話
むつ保健所	0175-31-1808	三戸地方保健所	0178-27-5700
青森市保健所	017-765-5295	上十三保健所	0176-23-8450
東地方保健所	017-739-5425	八戸市保健所	0178-43-2294
五所川原保健所	0173-33-1090	弘前保健所	0172-38-2389

「足を組むことについて」

みなさま、お元気ですか。本格的に寒くなり、寒さに弱いしろくまさんは厳しい生活を強いられています。

さて、今回は「足を組むこと」について説明します。あなたは椅子に座った時、足を組む癖がありますか？しろくまさんは足の長さが短いので、どんなに頑張ってもできません。うらやましいと思う反面、「足を組むこと」で悪いことも起こるので「別に無理してしなくてもいいかなあ」と思う今日この頃です。

足を組むと何が起きるのでしょうか？特に症状がなければいいのですが、“腰痛”の原因になりえます。足を組むと、組んでいる側のお尻が椅子から離れます。それに伴って骨盤も椅子から離れてしまい、体が組んでいない方へ倒れそうに傾きます。倒れないようにバランスを保つため、背骨を曲げようとして片方の背中や腰回りの筋肉を酷使します。そのため、ただ座っていれば筋肉は左右対象になっているのですが、「足を組むこと」で左右非対称に筋肉を使ってしまい、長時間足を組んで座っていると片方の筋肉にだけずっと負担がかかります。そして、最終的に負担がかかりすぎた筋肉が痛んでしまい、腰痛を引き起こします。

足を組むのを意識的に左右均等に組み分けることができれば問題ないかもしれませんが、人によっては片方で組むことが多い場合や、片方でしか組むことができない人がいると思います。足を組むためには足の付け根が柔軟に動かなければなりません。柔軟な動きを阻んでいるのは硬い筋肉であったり、股関節の変形があったりするのかもしれませんが。腰回りの筋肉の硬さのチェックや、股関節の変形がないかなどの診察はできるので、なかなかできない場合は一度、医師にご相談ください。

寒い季節になりましたが、風が強かったり、路面が凍っていたりして転んでしまう可能性があります。どうぞみなさま、転ばないように気をつけてお過ごしください。

むつ総合病院新病棟建設基本構想・基本計画策定に係るパブリックコメントの実施について

1. パブリックコメントの実施

むつ総合病院では、老朽化した入院病棟の建替え目的に、令和元年度より「むつ総合病院新病棟建設基本構想・基本計画」の策定作業を進めていますが、地域の皆さまのご意見をうかがい参考とさせていただく予定です。

2. 意見募集期間

令和2年12月9日(水)～12月28日(月)まで

3. 閲覧場所

むつ総合病院、大間病院、むつリハビリテーション病院、川内診療所、大畑診療所、脇野沢診療所、東通診療所、風間浦診療所、佐井診療所、むつ市役所（各庁舎）及び下北郡内町村役場 など
※ 素案は、むつ総合病院ホームページからダウンロードできます。なお、ホームページへの掲載は12月初旬頃を予定しています。

4. 意見を提出できる方

むつ市及び下北郡内に在住の方、下北医療センターの病院及び診療所をご利用の方 など

5. 提出方法

指定の様式により、むつ総合病院病院施設整備室へ電子メール、ファックス、郵送もしくはご持参ください。

※ 詳しくは、むつ総合病院ホームページに掲載します。

〒035-8601 むつ市小川町1丁目2番8号

むつ総合病院事務局病院施設整備室 ☎22-2111（内線3010）

FAX：22-4439 / ✉soumu@hospital-mutsu.or.jp

国民健康保険大間病院 会計年度任用職員募集について

1. 職種、採用予定人員及び採用予定年月日

職 種	採用予定人員	採 用 期 間
看護師・准看護師	若干名	随時採用 ～ 令和3年3月31日まで（フルタイム）
看護助手	若干名	随時採用 ～ 令和3年3月31日まで（パートタイム）
調理員	若干名	随時採用 ～ 令和3年3月31日まで（パートタイム）

2. 応募資格

職 種	受 験 資 格
看護師・准看護師	看護師又は准看護師の免許を有する方
看護助手	高等学校卒業以上の方で心身共に健康で病院の仕事に理解と情熱のある方
調理員	中学校卒業以上の方で心身共に健康で病院の仕事に理解と情熱のある方

ただし、いずれの職種も日本国籍を有しない方、自力により通勤ができない方、介護者なしに職務の遂行が困難な方及び地方公務員法第16条に規定する次に掲げる方は受験できません。

- ①成年被後見人又は被補佐人
- ②禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ③一部事務組合下北医療センター職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに参加した方

3. 試験日時及び場所

職 種	試 験 日 時	試験実施場所
全 職 種	申 込 受 付 後 通 知	大間病院

4. 試験方法

職 種	試 験 方 法
全 職 種	面接試験（看護師・准看護師は小論文試験もあり）

5. 賃金及び雇用待遇

職 種	月給・時給	1ヶ月の勤務時間数	雇 用 待 遇
看護師・准看護師	月額165,300円	155時間程度	社保・雇用・労災保険加入
看護助手	パートタイム 時給 846円	パートタイム 80時間程度	雇用・労災保険加入
調理員	パートタイム 時給 846円	パートタイム 90時間程度	雇用・労災保険加入

6. 申込書類の請求及び申込受付期間等

書類請求	申込書類は総務係で交付します。なお、郵送で請求する場合は、封筒の表に『受験申込書請求』と朱書きのうえ、受験職種がわかるように記載し、返信用封筒（長4大封筒に84円切手を貼り宛名を明記）を同封してください。申込書類はホームページからもダウンロードできます。
受付期間	令和2年12月1日(火)から随時募集（土・日・祝日を除く午前8時15分～午後5時）

7. お問い合わせ・お申し込み先

〒039-4601 青森県下北郡大間町大字大間字大間平20-78
国民健康保険 大間病院 事務局総務係 ☎37-2105

働き方改革に伴う個別訪問説明募集のお知らせ

むつ労働基準監督署においては、働き方改革の一環として昨年4月1日からの労働基準法等の改正について広く周知を図るべく、個別に皆様の事業場を訪問して改正法の制度説明を行う取り組みを実施しています。この個別訪問による説明は、法違反の指摘等を目的としたものではありませんので、年次有給休暇の年5日取得義務化、残業時間の上限規制等、法改正についてお知りになりたいという事業主の皆様のご連絡をお待ちしております。

☎ むつ労働基準監督署 監督安衛課 ☎22-3136

大間病院正規職員募集のお知らせ

大間病院では、次のとおり正規職員を募集しますので、お知らせいたします。

1. 試験種別、職種、採用予定人員及び採用予定年月日

試験種別	採用予定人員	採用予定年月日
看護師	若干名	随時採用
臨床検査技師	1名程度	随時採用
薬剤師	1名程度	随時採用
臨床工学技士	1名程度	随時採用

2. 受験資格

試験種別	受験資格
看護師	看護師免許がある方、令和3年3月31日までに免許を取得する見込みの方で、申込時点で満50歳以内の方。
臨床検査技師	臨床検査技師免許がある方、令和3年3月31日までに免許を取得する見込みの方で、申込時点で満40歳以内の方
薬剤師	薬剤師免許がある方、令和3年3月31日までに免許を取得する見込みの方で、申込時点で満40歳以内の方
臨床工学技士	臨床工学技士免許がある方で、申込時点で満40歳以内の方

ただし、いずれの職種も日本国籍を有しない者、自力により通勤ができない者、介護者なしに職務の遂行が困難な者及び地方公務員法第16条に規定する次に掲げる者は、受験できません。

- ①成年被後見人又は被補佐人
- ②禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③一部事務組合下北医療センター職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに参加した者

3. 試験の方法及び内容

試験方法	内容
小論文試験及び面接試験	文章表現力等の評価・個人面接

4. 試験日等

試験方法	試験実施場所	合否発表の時期と方法
申込受付後通知	大間病院	試験後、3週間以内に受験者全員に合否を郵送で通知

5. 受験申込方法

申込書受験：受験申込書類は自筆で記入し、総務係まで提出してください。

なお、郵送により申込みをする場合は、封筒の表に「受験申込み」と朱書きしてください。

※ 受験申込書類は、総務係で受取るほか、大間病院ホームページからダウンロードすることができます。なお、郵送で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、受験種類がわかるようにし、返信用封筒（長4大封筒に返信先の住所・氏名を明記し、84円切手を貼り宛名を明記）を同封してください。

6. 受験通知

受験通知は申込受付後に郵送にて通知します。

7. 申込み受付期間

令和2年12月1日(火)から随時受付（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く）

※ 上記の受付時間は、午前8時15分から午後5時までです。

郵送による場合は、受付期間終了日までの消印のあるものに限り受け付けます。

8. 給与

基本給は、一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例に基づき決定し、昇給は原則として年1回行います。

また、6月、12月に期末・勤勉手当、11月から3月まで寒冷地手当が支給されるほか、支給条件に応じて、扶養手当、通勤手当、住居手当等の各種手当が支給されます。

採用職種	初任給
看護師	大学卒 209,800円程度
	短大3卒 200,700円程度
臨床検査技師	大学卒 204,400円程度
	短大3卒 189,800円程度
薬剤師	大学6卒 210,500円程度
臨床工学技士	大学卒 188,400円程度
	短大3卒 177,400円程度

※臨床検査技師の初任給には調整額を含みます。
 ※初任給は職歴により一定の基準で加算措置があります。
 ※初任給は条例の改正により変更となる場合があります。

9. 勤務時間、休日及び休暇

勤務時間は、午前8時15分から午後5時までで、毎週土・日曜日、祝日及び年末年始が休日となっています。年次有給休暇は、年間20日（4月採用の場合は、初年15日）で、残日数は20日を限度に繰越できます。その他の休暇として、結婚休暇、ボランティア休暇、夏季休暇などの特別休暇や介護休暇制度、育児休業制度などがあります。

10. お問い合わせ・お申し込み先

〒039-4601 青森県下北郡大間町大字大間字大間平20-78
 国民健康保険 大間病院 事務局総務係 ☎37-2105

令和2年度国保大間病院 会計年度任用職員登録職員の募集について

登録職員とは・・・当院指定申込書類を提出した時点で、会計年度任用職員希望者として登録されます。会計年度任用職員が必要となった時点で、登録者の中から履歴書による書類選考を行い、選ばれた方に対し面接試験（事務職員はパソコン実技及び小論文試験、看護師は小論文試験もあります）のご連絡を致します。後日試験を実施し合否を決定します。なお、一度登録されますと当該年度3月31日まで会計年度任用職員希望者として登録されます。

1. 募集職種

看護師又は准看護師	助手（看護、薬剤）	事務職員（医療、一般）	調理員	清掃作業員
-----------	-----------	-------------	-----	-------

2. 応募資格

- ・看護師又は准看護師は免許を有する方
- ・助手は高校卒業以上の方
- ・事務職員は高校卒業以上の方でパソコン（ワード・エクセル）ができる方
- ・調理員及び清掃作業員は中学校卒業以上の方
- ・心身共に健康で、病院の仕事に理解と情熱のある方（全職種共通）

ただし、いずれの職種も日本国籍を有しない方、自力により通勤が出来ない方、介護者なしに職務の遂行が困難な方及び地方公務員法第16条に規定する次に掲げる方は受験できません。

- ①成年被後見人又は被補佐人
- ②禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ③一部事務組合下北医療センター職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに参加した方

3. 登録期間

令和2年12月1日から令和3年3月31日（当該年度3月31日まで会計年度任用職員希望者として登録されます。）

4. 登録受付

令和2年12月1日から随時受付致します。（但し、土、日曜日、祝日を除く）

なお、受付時間は午前8時15分から午後5時00分までとなります

5. 受付方法

病院指定の申込書類を大間病院総務係まで、本人持参で提出して下さい。但し、何らかの理由で持参できない場合は、郵送等による提出でもかまいません。

病院指定の申込書類は大間病院総務係にあります。

6. 任用（採用）方法

登録された方の中から書類選考により選ばれた方に対し、面接試験（事務職員はパソコン実技及び小論文試験、看護師は小論文試験もあります）を行い決定します。

※詳しくは大間病院総務係にお問い合わせください。

☎ 大間病院 事務局総務係 ☎37-2105

大間病院よりお知らせ【インフルエンザ予防接種について】

大間病院では、令和2年度「インフルエンザ予防接種」を下記により実施いたします。

【接種期間】

令和2年11月1日～令和3年1月31日

(午前の場合は月曜から金曜の8時15分～11時30分までに病院窓口で受付してください。)

(午後の場合は電話で予約をとっていただきます。電話をする時間帯は通常診療と同様、13時30分～16時までです。予約がいっぱいで希望の日時にならない可能性があります。ご了承ください。)

【接種場所】

大間病院外来

【接種対象者】

全ての接種希望者対象です。

【接種料金】

- ・一般 (下に該当しない方) 4,000円(税込)
- ・小児 (満12歳までの方) 0円(全額町で助成)

2回接種法となります。

(第1回目接種日から2～4週間後を目安に第2回目の接種を受けてください。)

- ・町内小中学校及び幼稚園、保育園等の児童、生徒(申込者) 0円(全額町で助成)

日程については決定次第学校等を介し、お知らせいたします。

※前年度同様、病院内での集団接種となりますのでご理解の程、よろしくお願いたします。

- ・高校生 2,000円(税込)(大間町に住所を有し、高校に在学している方)
- ・高齢者 0円(全額町で助成)

(65歳以上の方及び60歳～64歳の方で心臓、腎臓、呼吸器等の障害を有する方で、大間町在住の方) 役場から配布される町指定の予診票を忘れずに持参し、接種希望日に直接病院へ来院していただければ、お申し込み・接種ができますのでお間違のないようお願いいたします。

また、高齢者におかれましても実施期間外の接種及び町指定の予診票を持参されない場合は、「一般」扱いとなりますのでご注意ください。

※ご自分が高齢者に該当するかどうかは、役場住民福祉課、または病院医事係へご確認ください。

【その他】

- ・午後からの当日予約は通常診療と同様できませんので、ご了承ください。
- ・集団接種以外の午後からの接種はすべて予約料(330円)が発生します。
- ・役場から配布される町指定の予診票及び大間病院の診察券を忘れずにお持ちください。
- ・乳幼児から中学生で、集団接種に申し込まない方も、接種時は母子手帳を持参してください。

【お問合せ】

ご不明な点などは、下記にお問合せください。

- ・お申し込みや料金についてのお問合せ 大間病院 医事係 ☎37-2105
- ・ワクチン接種要領についてのお問合せ 大間病院 外来直通 ☎37-3103



青森県司法書士会 相続登記・遺言相談センターについて

県内各地の登録司法書士事務所での相談(予約制)

1. 相談の予約受付 0120-760-230
2. 受付時間 平日午前10時～午後4時
3. 開催日 常時(相談担当司法書士とスケジュールを調整していただきます)
4. 場所 相談センターに登録している司法書士の事務所
5. 相談料 無料(原則50分前後)

相談は無料ですが具体的な手続きが必要になる場合には、別途費用がかかりますので相談員にご確認ください。

☎ 030-0861 青森市長島三丁目5番地16号

青森県司法書士会 ☎017-776-8398 / FAX017-774-7156

青森県赤十字血液センターによる献血が実施されます!!

今年度も赤十字血液センターによる献血が行われます。現在、全国的に輸血に必要な血液が不足しております。

一人でも多くの方を助けるために、皆さまの献血が必要となりますので、ご協力方よろしくお願いたします。

【日時】 令和2年12月7日(月) 10:00～15:45

【場所】 大間町役場前 (午前) 10:00～12:00

〃 (午後) 13:15～15:45

※大間ライオンズクラブから、献血にご協力いただいた方へ卵のプレゼントがあります。

また、青森県赤十字血液センターから、サービスとして血液検査の結果もお届けされます。健康管理に役立ててください。

《お願い》①当日は朝食や昼食を摂ってきてください。

②服薬中の方は、お薬の名前が分かるものをご持参ください。

☎ 住民福祉課 ☎ 37-2520 (直通)

農地中間管理事業の活用について

公益社団法人あおもり農林業支援センターでは、平成26年3月19日に県から農地中間管理機構の指定を受け、農地中間管理事業を実施しています。

農地中間管理事業とは、経営規模を縮小する貸付希望者(出し手)から農地中間管理機構が農地を借り受け、同機構からの公募に応募し公表された規模拡大する借受希望者(担い手)へ貸付けする事業です。

事業の要件など詳細について知りたい方、農地をお持ちで貸付を希望又は検討している方は、産業振興課までご相談ください。

☎ 産業振興課 ☎ 37-2537 (直通)

令和3年度モニター募集について

海上自衛隊大湊地方総監部では、基地周辺にお住まいの皆様から自衛隊に対するご意見・ご要望を頂くために次のとおりモニターを募集します。

1. 募集人員・任期

(1) 募集人員：6名

(2) 任期：2年間(令和3年4月1日～令和5年3月31日まで)

2. 活動内容

(1) 護衛艦見学、基地見学、大湊地方隊の各種行事への参加等

(2) アンケートへの回答及びモニター会議への出席

3. モニター資格(応募資格)

(1) 大湊基地周辺に在住する満20歳～65歳までの方(令和3年4月1日現在)

(2) 防衛問題、自衛隊について関心があり、協力意思をお持ちの方

4. 応募要領

氏名、生年月日、性別、職業、住所、電話番号をご記入のうえ、官製はがき・FAX又はメールでご応募ください。

5. 応募締め切り

令和2年12月14日(月)

6. その他

詳しくは、大湊地方総監部総務課広報係までお問い合わせください。

☎ 〒035-8511 むつ市大湊町4-1 海上自衛隊大湊地方総監部総務課広報係

☎ 24-1111 (内線2304) / FAX: 24-1640 / ✉ orh-kouhou@inet.msdf.mod.go.jp

年末のし尿汲み取りはお早めに！

年末のし尿汲み取りは12月15日(火)までに申込んだ分とします。

なお、申込み順に汲み取りを行いますので、日時指定はご遠慮ください。

☎ (有)大間運輸 ☎ 37-2805

税務保険課からのお知らせ

1. 今月の納期について

今月の納期については、下記のとおりとなっておりますので、納め忘れには注意しましょう。

・ 固定資産税（第3期） 令和2年12月25日（金）

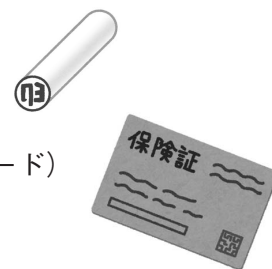
・ 国民健康保険税（第6期） 令和3年1月4日（月）
（令和2年12月31日（木）が閉庁日のため。）

※ 納期を過ぎますと納付が遅れるごとに延滞金が加算される場合があります。延滞金の割合は納期内納付をされた方との公平性を保つために法により定められています。

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

1. 高額療養費（外来年間合算）について

- 支給対象者
基準日（令和2年7月31日）時点で後期高齢者医療被保険者証の窓口負担割合が1割の方。
 - 対象期間
令和元年8月1日から令和2年7月31日までの1年間。
 - 支給額
対象期間中の外来診療の自己負担額の合計から高額療養費で支給された分を差し引いた額が144,000円を超える場合、超えた分を支給します。
 - 支給申請
 - ・ これまでに高額療養費を支給されたことのある方（高額療養費の支給口座を登録している方）は、その口座に支給しますので申請は不要です。
 - ・ これまでに高額療養費を支給されたことのない方（高額療養費の支給口座を登録していない方）には、12月中旬（予定）に広域連合より申請のお知らせを送付しますので、お知らせが届いた方は市町村の窓口申請してください。
- なお、対象期間中に後期高齢者医療制度に加入した方や転入した方の場合、支給対象であっても申請のお知らせが送付されない場合がありますので、対象期間内の外来に係る自己負担額の合計が144,000円を超えた方はお問い合わせください。
- 申請に必要なもの
 - ・ 支給申請書
 - ・ 高額療養費（外来年間合算）の支給申請について（お知らせ）
 - ・ 保険証（被保険者証）
 - ・ 個人番号（マイナンバー）がわかるもの（通知カードまたはマイナンバーカード）
 - ・ 本人確認書類（官公庁発行、発給の顔写真付き身分証明書等）
 - ・ 印鑑（認印）
 - ・ 通帳（または通帳のコピー）等口座情報のわかるもの
- ※ 被保険者が亡くなっている場合は受領申立書、代理人が受領する場合は委任状が必要です。
※ 対象期間中、青森県後期高齢者医療制度以外の医療保険への加入歴と自己負担額がある場合は、その医療保険の自己負担額証明書が必要です。
詳細につきましては青森県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。



◆医療費通知について

国の税制改正により、平成30年1月1日から医療費通知を確定申告に活用できるようになりました。広域連合からお送りする医療費通知には自己負担相当分を記載していますので、確定申告時の医療費控除にもご活用いただけます。

なお、対象となる期間が令和2年1月診療分から令和2年12月診療分となることから、通知書がお手元に届くのは令和3年2月末頃となりますので、ご理解をお願いします。

詳細につきましては青森県後期高齢者広域連合までお問い合わせください。

- ☎ 青森県後期高齢者医療広域連合 税務保険課
☎ 017-721-3821
☎ 37-2518（直通）



償却資産申告書の提出について

◎償却資産とは

償却資産とは、土地・家屋以外のもので、法人・個人事業者を問わず、その事業のために用いることのできる資産（構築物、機械装置、器具、備品など）をいいます。償却資産の評価は取得価格及び耐用年数に応じた原価率を基準として評価します。

町内に事業用の償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在の資産所有状況をその年の1月31日までに申告する必要があります。（地方税法383条）

◎具体的にはどんなものが対象？

多くの事業者に通ずる申告対象となる資産は次のとおりです。この他にも、各業種で事業用に使用している資産は申告の対象となります。

業種	資産の例
共通	パソコン、コピー機、エアコン、応接セット、看板、レジスター、金庫、簡易仕切、自販機、広告塔、案内板、外灯、ネオンサイン、舗装路面、駐車場設備、庭園、門、堀、等

◎実は償却資産に該当するもの

実はこんな物も償却資産に該当します。

- ・太陽光発電設備
- ・風力発電設備
- ・漁船



太陽光発電設備や風力発電設備を所有している場合は償却資産となりますが、土地を貸しているだけの場合は償却資産とはなりません。ただし、賃借料を受け取っている場合は、不動産収入と見なされますので、確定申告が必要となります。

漁船を取得した方には、申告の通知を出しております。通知が届いた場合は、取得額等を用紙に記入の上、提出をお願いします。申告をしたからといって必ず課税されるわけではなく、所得価格や耐用年数から評価額を計算し、免税点未満（150万円）であれば課税されません。

◎固定資産は合算で課税される

固定資産全般に関することですが、所有している資産（土地・家屋・償却資産）の種別毎に合算した課税標準額が免税点（土地：30万円、家屋：20万円、償却資産：150万円）を超えた場合に課税されます。

例：（土地）評価額10万円、5万円の2筆 → 合計15万円で免税点未満
（償却資産）評価額145万円、7万円の2つ → 合計152万円で免税点以上
免税点以上の償却資産のみ課税される。

令和3年度課税分償却資産の申告期限

令和3年度課税分（令和3年1月1日現在所有している償却資産）の償却資産申告書の提出期限は、令和3年2月1日（月）です。該当となる場合は、忘れずに申告書の提出をお願いします。

☎ 税務保険課 ☎ 37-2518（直通）

県税の納税証明書の交付申請について

官公庁の入札参加資格審査申請、建設業許可申請、所得税確定申告、金融機関の融資申込み等のため、県税（法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税、個人事業税等）の納税額又は未納額がないことの証明書が必要な方は、次の書類等をご準備の上、県税部窓口へ交付申請してください。

1. 本人申請の場合

- (1) 申請書（県税部窓口へ備付。県のホームページからもダウンロードできます。）
- (2) 納税義務者の印鑑（法人の場合は代表者印）
- (3) 本人確認ができる公的書類（運転免許証等顔写真付のものは1枚、顔写真のないものは2枚）
- (4) 手数料 1通につき400円分の県証紙

2. 代理人申請の場合

- 前記1(1)、(4)のほか、
- (5) 納税義務者の自署押印による委任状（委任について、ご本人に確認させていただく場合がありますので、電話番号を記入ください。）
 - (6) 代理人の印鑑
 - (7) 代理人の本人確認できる公的書類（運転免許証等顔写真付のものは1枚、顔写真のないものは2枚）

納税証明書は、納税者の皆様の大切な情報を証明するものですので、窓口での確認を厳格に行っております。ご理解をお願いします。

※ 郵送による交付申請もできますので、詳しくは県税部までお問い合わせください。

☎ 下北地域県民局県税部 納税管理課 ☎ 22-8581（内線203）

新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して支給される助成金等の申告について

コロナウイルス感染症に係る支援対策として、各種支援金等の給付が行われておりますが、国税庁ホームページ等において各種給付金等の課税・非課税の例示がありますので、課税に該当する給付金等を受け取った場合は、確定申告が必要となります。

課 税	【事業所得等に区分されるもの】 <ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金（事業所得者向け） ・青森県新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金（休業協力金） ・青森県新しい生活様式対応推進応援金 ・家賃支援給付金 ・農林漁業者への経営補助金 ・雇用調整助成金
	【一時所得に区分されるもの】 <ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金（給与所得者向け）
	【雑所得に区分されるもの】 <ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金（雑所得者向け）

※コロナウイルス関係ではありませんが、海底ケーブル補償金（漁業補償金）も課税となります。

非 課 税	【支給の根拠となる法律が非課税の根拠となるもの】 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（雇用保険臨時特例法7条） ・新型コロナウイルス感染症対応休業給付金（雇用保険臨時特例法7条）
	【新型コロナ税特法が非課税の根拠となるもの】 <ul style="list-style-type: none"> ・特別定額給付金（新型コロナ税特法4条1号） ※1律10万円給付 ・子育て世帯への臨時特別給付金（新型コロナ税特法4条2号）
	【所得税法が非課税の根拠となるもの】 <ul style="list-style-type: none"> ○学費として支給される金品（所得税法9条1項15号） <ul style="list-style-type: none"> ・学生支援緊急給付金 ○心身又は資産の損害について支給を受ける相当の見舞金（所得税法9条1項17号） <ul style="list-style-type: none"> ・低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金 ・新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金

※その他の支援金等に関する課税判定は、国税庁ホームページ「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」をご覧ください。

※事業所得との金額の計算においては、「総収入金額」から「必要経費」を差し引くこととされています。各種給付金等の申請手続きに際して発生した費用（行政書士に対する報酬料金など）は、この必要経費に該当します。

※損金（個人事業主であれば必要経費）の方が多ければ課税所得が生じず、結果的に課税対象となりません。

☎ 税務保険課 ☎ 37-2518（直通）

ハローワークむつ出張相談in大間

ハローワークむつでは、お仕事を探している方を対象に出張相談会を実施しています。

お近くにお住まいの方はお気軽にご利用ください。

【開催日時】 令和2年12月10日（木） 11：00～13：00

※新型コロナウイルスの感染拡大状況、天候や道路状況等により実施時間が変更や中止となる場合もありますので、ご了承ください。

【開催場所】 総合開発センター農林漁業研修室

【相談内容】 ・新規求職申込み・就職に関する相談・職業訓練の情報など雇用情報の提供
・求人情報の提供・紹介状の発行（後日ハローワークからの郵送となります）

※ご来場の際は可能な限りマスクの着用をお願いいたします。

※発熱や咳などの風邪症状のある方は、電話による相談も行っておりますのでそちらをご利用ください。

※雇用保険を受給中の方は、求職活動実績となりますので受給資格証をお持ちください。

※雇用保険にかかる諸手続きは取り扱っておりませんのでご了承ください。

☎ ハローワークむつ（むつ公共職業安定所）☎ 22-1331

新型コロナウイルス感染症に係る(中小事業者向け)固定資産税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入の減少があった中小事業者等に対して、**令和3年度の1年に限り**、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準を軽減します。

●軽減措置の要件等

課税標準の軽減が適用されるには次の要件をいずれも満たしている必要があります。

- (1) 令和2年2月から10月までの間で任意の連続する3ヶ月間の事業収入の合計が前年の同期間と比べて30%以上減少している中小事業者等(※1)であること。
- (2) 認定経営革新等支援機関等(税理士・商工会・漁業協同組合・金融機関など)から事業収入の減少等の要件に係る認定を受けること。

※1「中小事業者等」とは、資本金額または出資金額が1億円以下の法人、資本金または出資を有しない法人又は個人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の者。大企業の子会社は対象外となります。

●軽減措置の対象割合

固定資産税の課税標準について、次の割合を軽減します。

令和2年2月～10月までの間で任意の連続する3ヶ月間の事業収入の合計が前年の同期間と比べ

- ①30%以上50%未満減少している場合：2分の1
- ②50%以上減少している場合：全額

●軽減対象

・事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税

①【減価償却資産として申告している場合】

申告されている資産を軽減対象とすることができます。

②【減価償却資産として申告していない場合】

町の固定資産課税台帳等で事業用と判断できる場合は、軽減対象となります。

(事業用家屋として判断するもの・・・店舗、事務所、倉庫、併用住宅等で登録されている家屋)

※事業用家屋の申請については、認定支援機関等で事業用に占める割合を示す書類の提出を求められることがあります。

※土地や自己の居住用の家屋は軽減措置の対象外です。

●準備するもの

- ①申告書(税務保険課窓口またはHPからダウンロード)
- ②会計帳簿(令和2年及び令和元年分)
- ③特例適用資産の一覧(固定資産税納税通知書等)
- ④特例適用資産の事業割合(申告書の別紙)

●申告の流れ

- ①必要書類を準備し、認定経営革新等支援機関等へ相談する。
 - ②認定経営革新等支援機関での審査のうえ、申告書に必要事項記載及び確認欄に署名をもらう。
 - ③申告書と必要書類を役場へ提出する。(令和3年2月1日まで)
- ※役場での書類審査の後、結果通知を送付いたします。
※固定資産税の納税通知書は5月発送となります。

●注意事項

- ・提出期限を過ぎた申告については受付することはできません。
- ・事業収入がない方は対象となりません。
- ・事業用と居住用家屋が一体となっている家屋は、事業用に係る割合を示す必要があります。
- ・虚偽の申告をした者には、地方税法附則第63条第4項又は第5項の規定に基づき1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される場合があります。
- ・事業用の償却資産がある場合、この申告とは別に償却資産申告書の提出が必要となります。
- ・各認定経営革新支援機関等での受付方法、受付条件が異なる場合がありますので、事前に各機関にお問い合わせください。

☎ 税務保険課 ☎ 37-2518 (直通)

Paul(ポール)のROOM(部屋)

いよいよ12月になりました。2020年を振り返ったら、コロナ禍を思い浮かべるに間違いありません。日本だけではなく、全世界の問題です。運良く、基本的な拡大防止の措置は簡単でマスク着用です。日本、韓国、中国、フィリピンなどのアジアにある国々には、コロナ以前から風邪を引いて具合が悪い時は、となりの人を守るためにマスクをするので、コロナでも対応は同じです。しかし、そんなときにマスクをしていない国々もあります。例えば、私はアメリカ人として日本に来て初めて病院の外でマスクしている人を見てすごく驚きました。

私はアメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアに住んでいる友人たちに、「コロナ禍でのマスク事情をどう思うか」と聞きました。イギリスの友人によると、イギリスでは顔を隠すことは文化的に悪いイメージがあるので、マスクをつけることは大変だったようです。フードや帽子さえも他人を不愉快な気持ちにさせます。「家から出るときはちゃんとマスクしているが、犯罪者に勘違いされることが怖い」と話していました。すべての友人が、それぞれの国で「人々は未だにマスクに慣れない」と話します。「耳が痛くなる」、「眼鏡がすぐ曇る」、「慣れていないから、調整するため何回もマスクを触らずにはられない」などの文句が多いと答えました。多くの人が、マスクに反対するそうです。

一方、マスクが必要だと思っている人も多いです。ヨーロッパの国々ではマスク着用が法律になり、各国の国民はマスクの大切さをわかってきました。マスクをしなければならないから、マスクの不快感もなくすために、様々な工夫も出てきました。例えば、アメリカにいる友人は工場の管理者で、耳が痛くならないようにマスクをセイフティグラスにつけられるような工夫を主任に指導しました。

欧米人にとってマイナスイメージの強かったマスクで、今や様々な工夫がなされマスクは多様なメッセージを伝える道具にもなりました。

来年がより良い年になりますように、皆さんマスクをして安全に過ごしてください。



▲友人の耳が痛くならないように工夫されたマスク



▲オバマ氏が投票を要求する選挙活動に使われたマスク



▲友人が堂々とLGBTをかける虹色のマスク

除雪に関するお願い

冬季間の積雪により、道路が交通障害を起こし、地域産業や住民の日常生活に影響が出ないように今年度も除雪体制の強化に努めます。

①路上駐車はしないでください

除雪作業のほとんどは、夜間及び早朝となり、降雪や地吹雪のため視界も悪く非常に危険な作業です。このため、路上駐車があると除雪作業が不可能になり、周囲の人たちに迷惑をかけます。

「路上駐車はしない・させない」を合言葉に、みんなで路上駐車をなくしましょう。

②除雪車を見たら徐行してください

除雪作業中は、黄色の回転灯を点灯させながら走行しておりますが、事故を回避するために徐行をお願いします。

③作業中の除雪車から離れてください

除雪車に近づくと運転手の死角となり、非常に危険です。また、雪に混じっている碎石等が飛散する場合がありますので、作業中の除雪車には絶対に近寄らないでください。

④道路に物を置かないでください

道路上に私有物件(看板、のぼり、植木鉢等)を置きますと、除雪車が巻き込んだり衝突等の事故発生につながりますから、道路に出さないようにお願いします。

⑤故障車には、目印に赤い旗を立ててください

車を乗り捨てますと、地吹雪や降雪等で車が雪に埋まり、除雪車が衝突する恐れがありますので、赤い旗をできるだけ高く立ててください。

⑥道路に雪を出さないでください

私有地内雪を道路(歩道も)に出すと、交通障害や交通事故等の原因となる恐れがあります。雪を出さないよう皆さんのご協力をお願いします。

☎ 生活整備課 ☎ 37-2535 (直通)

皆様の夢の実現を応援します！FAAVO(ファーボ)しもきた

■夢やアイデアの実現に向けてチャレンジしたい方

町内に拠点を置く、個人・団体等の皆様が、「FAAVO(ファーボ)しもきた」に企画を掲載して支援を呼びかけることで、企画に対する資金調達を行うことができます。

■支援したい方

株式会社キャンプファイヤーに利用者登録をすることで、FAAVOに掲載されているお気に入りの企画を支援することができます。

■企画の流れ

- ①関係書類を役場、企画経営課へ提出します。(関係書類：町ホームページからダウンロードできます)
- ②役場担当者と一緒にプロジェクトを練り上げます。
- ③「FAAVOしもきた」のウェブページにプロジェクトを掲載します。
- ④プロジェクトを閲覧した方々から支援の申込みがあります。

その他

■FAAVOは、「購入型」と呼ばれるクラウドファンディングで、支援に対してのリターン品(お礼の品)をお送りします。企画にあったお礼の品を準備し、責任をもって支援者へお送りすることになります。

■資金調達方式が2種類から選べます。詳しくは、むつ市または大間町のホームページをご覧ください。

■起案者向けガイドや申込書などの関係書類は、企画経営課で配布します。

不明なところ等がございましたら、気軽に下記までお問い合わせください。

☎ 企画経営課 ☎ 37-2504 (直通)

定例労働相談会について

個々の労働者と事業者との間に生じた労働問題(解雇・賃金引き下げ・長時間労働・パワハラなど)について、青森県労働委員会委員が相談に応じます。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、電話相談にて実施することがあります。ご相談の際は予め、下記問い合わせに電話をするか、県ホームページ等により御確認ください。

【日時及び開催場所】

開催日	時間	場所
12月1日(火)	13時30分～15時30分	青森県労働委員会
12月20日(日)	10時30分～12時30分	

【対象者】県内の労働者、事業主

【相談員】青森県労働委員会委員

(青森県労働委員会とは…青森県の行政機関の一つ。労働問題について専門的知識を持つ、公益委員(弁護士等)、労働者委員(労働組合役員等)、使用者委員(会社経営者等)で構成されており、中立・公正な立場で労働問題を解決する。)

【費用】無料

【利用方法】随時受付(事前予約優先)

☎ 青森県労働委員会事務局 ☎ 017-734-9832 / FAX 017-734-8311

労働相談ダイヤル ☎ 0120-610-782

URL (<http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/job/roi-sodankai.html>)

🌊大間温泉🌊

海峽保養センター ☎ 37-4334

■営業時間 午前8時～午後9時

養老センター ☎ 37-2411

■営業時間 午前9時～午後8時

■今月の休館日

12月1日、8日、15日、22日、29日(毎週火曜日)

*各施設の指定された駐車場に駐車してください。

◆むつ科学技術館だより◆

【クリスマスイベントのお知らせ】

12月6日(日)開催、入館無料です。
当イベントは完全予約制のため、事前申し込みをされていない方は入館できません。また、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となる場合がございます。詳細は、随時更新のため、Instagramか当館HPをご確認ください。

☎ むつ科学技術館

☎ 25-2091 / FAX 25-2092

【URL】(<http://www.jmsfmml.or.jp/msm.htm>)

竹内 弘氏が旭日双光章を受章

令和2年11月10日、元大間町議会議員の竹内弘氏が町長室を訪れ旭日双光章を受章した喜びを報告しました。竹内氏は、平成3年に大間町議会議員に初当選し、7期28年の長きにわたり地域住民の生活の安定や地域社会の発展に大きく貢献し、地方自治の伸展に尽くした功績が認められ、今回の受章となりました。



わたしたちのまち

令和2年10月末現在()前月比



	人 口	男	女	世 帯 数
総数	5,137(+ 4)	2,633(+ 1)	2,504(+ 3)	2,514(+ 5)
大間	4,033(+ 5)	2,086(+ 2)	1,947(+ 3)	1,980(+ 2)
奥戸	957(- 1)	465(- 1)	492(± 0)	460(+ 3)
材木	147(± 0)	82(± 0)	65(± 0)	74(± 0)

編集室のひとこと

今年も最後の月がやってきました。今年も、新型コロナウイルスの影響で、各行事が中止になり寂しい1年でしたね。開催できたものも、感染予防対策のため例年ないスケジュールになり、忘れられない年になりました。

来年こそは、感染防止対策をしっかりとって、楽しめる1年にしたいですね。 (夏)

広報 **おおま** 第632号 発行日：2020年12月1日

発行：大間町 編集：企画経営課

〒039-4601 青森県下北郡大間町大字大間字奥戸下道20番地4

☎(0175)37-2111

HPアドレス <https://www.town.ooma.lg.jp>

印刷所：協同印刷工業株式会社

住民の窓

10月届出分

個人のプライバシーを尊重し、届出の際に掲載の意思を確認させていただいております。

お誕生 おめでとう



藤枝 ^{ゆずは} 柚羽 ^{ちやん} (誠さん)

ご結婚 おめでとう



(七島 賢人さん (大間町)
葛野美沙希さん (大間町))

お悔やみ 申し上げます



古川 利幸さん 84歳 (字大間平)
小濱みち子さん 84歳 (字大間平)

＝お願い＝

新聞へのお悔やみ情報の掲載を希望する方は、届出の際に係に申し出て下さい。